

大分郡楽員会

染矢多喜男

大分県では、神楽といえは岩戸神楽をさすように、岩戸神楽が広く分布している。殊に大野郡は最も盛行している地域である。例えば、大分市付近では大分郡庄内町の庄内神楽が著名であるが、この庄内神楽は大野郡の岩戸神楽を伝習したものである。単に大分郡に伝えられただけでなく、南海部郡―その一部はかつて大野郡であつた―や直入郡にも広がり、県内の岩戸神楽では最も広い分布を示し、神楽組の数も最も多い現状である。大野郡の岩戸神楽がこのように広い分布を示しているのは、その成立が遅かつたため―おそらくは江戸末期―、非常に演劇化しており、勇壮活発でテンポが早く、農民の娯楽として観迎されたことは勿論である。しかし、他面大野郡特有の楽員会の存在を無視することはできない。

成立

大野郡楽員会の成立は明治三十九年である。「大野郡楽員会則」によれば、「明治卅八年一月十日大分県訓令第一号ノ御主旨、及大野郡各神社楽員取締規程并ニ楽員奉務規程等ニ基キ」とあり、楽員会結成のきつかけになつたものは、明治三十八年一月一〇日の大分県訓令第一号

である。この訓令の内容を未だ明らかにしえないが、日露戦争中であるため、困難に対処しようとする国家主義や敬神思想の高揚と無関係ではあるまい。大分県訓令第一号に基づいて、大野郡各神社楽員取締規程（明治三十八年二月二三日）・大野郡楽員申合規約・楽員奉務規程が制定され、大野郡楽員会およびその会則（明治三十九年四月二九日）が成立をみたようである。

会員

楽員会則第四条によれば、「本会ノ会員ハ各組楽員正副長ノ内各名ツツヲ以テ会員トス。」とあるから、神楽組単位に入会し、楽員会というけれども楽員長会といふべきものであつた。楽員会所蔵文書でも、楽員会と記すとは限らず、楽員長会と記した場合もかなり多いようである。

次に楽員会に加入していた神楽組の数や名称について考えてみよう。明治年間の議決録には次のように出席会員数を記すのみである。三十九年一九名・四〇年一七名・四一年二二名・四二年二〇名・四三年二〇名。ただし、四三年には、欠席五名・無届欠席奥畑組・綿田組という記載があるので、これを手掛りとして会員数は二七ではないかと推測できる。すなわち、出席二〇名に欠席五名と無届欠席二名を合計すれば二七名になるからである。その後約一五年間は資料が皆無であるが、大

正一四年四月の決議録送付宛に、「楽員長二部宛、二四名に送付」と

いう記載がある。四三年に二七組あつたとする前記の推定教と三組の
相違があるけれども、この三組の減少を説明する資料が発着文書綴に
発見できる。大正一四年一月に楽員会長小倉祐馬より神職生田秀生・

藤田茂人・矢野速見宛の「総会ニ引続キ数年間無断欠席シ、且奉務金

モ引続キ同様滞納ト相成居リ、取扱上支障不少候。」という理由をあ
げて、各神職所属神楽組を公式除名するから承認をえたいという書簡

がある。除名を勧告された神楽組は、野津市村中山八幡社所属生ノ原

組・南野津村平川八幡社所属平川組・小野市村鷹鳥屋社所属宇目組の
三組である。以上三組の中、生ノ原組については、三月三〇日付けで

神職生田秀生が出した楽員除名願があり、「数年前ヨリ楽長老衰致シ、

爾後楽員ニ於テモ引続キ奉務出来難キ旨申来り候。」と理由が記され
ている。また、平川組も神職藤田茂人から小倉祐馬に宛てて、「平川

俣楽の件は先年若杉殿取締り御奉務の際、口答を以て辞退届致し置候。

：：再び楽員にはかり、四人立ちでも勤めては如何かと申聞け候も、

一向に評議決せず、：：此の上は貴下の御しよ致を仰ぐより外は之れ
なく候。」と二月二日付けの書簡が出されている。宇目組について

は何の資料も残っていないが、この後宇目組に関する資料は全く無い
ことから考えれば、平川・生ノ原兩組と同じように除名されたものと

考える。

明治末と大正末の間は以上三組の外に変動がなかつたとすれば、成立
当初の神楽組数は二七となり、前記の推測が正しかつたことになる。

次に大正一四年以後の変動についてみれば、大正一四年五月に楽員

会長小倉祐馬より友幾馬宛の書簡案に、楽員新設方の照会があつたこ
とがわかる。九月にも「御照会ノ件左ノ通回答候」として、「本年総

会ノ通知ナキハ小職手許ノ帳簿ニ記載ナカリシ為、今後ハ通知ス。」

とて、奉務規定及び二三年より一四年までの決議録各三種を送付した

ことが記されているので、加入を認められたものと思う。その後も下
藤組（昭和三年）・本城組（昭和七年）・春日組（昭和一年）が加

入したために、最盛時には加入神楽組は二八に達していた。

大正一四年以降の新加入を含めた二八組について、神楽組名称・流
派・所属神社・所在地・社司（掌）名を楽員会所蔵文書によつて調べ

たものが第一表大野郡楽員会所蔵神楽組一覽表である。同表の現況欄
のみは、現楽員会長羽田野義元氏の御教示によつた。氏名は現楽員長

である。

また、各組の歴代楽員長氏名を楽員会所蔵文書によつて表示したも
のが、第二表大野郡楽員会所蔵神楽組楽員長一覽表である。表の○・

△・×の記号はそれぞれ楽員任免書類綴・楽員会書類・発着文書綴に

よつたことを示している。なお、空白欄を埋めるために各神楽組について調査した。返答をいただいた大木・本城・緒方・春日の四組に心から御礼を申し上げたい。

奉務金

委員会則には「本会ノ実費ハ毎会々員ヨリ支弁スルモノトス。」（第拾四条）とあるのみで、いかなる名称でどの程度の金額を徴集したものは明らかでないが、大野郡各神社楽員取締規程によれば、「奉務金楽員各名ニ付貳拾錢ツツ、毎年三年末日迄ニ徴収シ、当該支所ニ納付スヘシ。」（第二十條）とある。奉務金という名で徴集されていたことがわかる。その後、明治四一年度決議録ノ評議事項に「楽員奉務金ト云フ名称改正方支所長ニ申請スルコトニ決ス。」とあり、明治四二年度決議録の議決事項に「楽員奉務金ノ名称ヲ止メ、楽員支所納金トスルコト」と改称が決議されている。しかし、大正時代に名称は再び奉務金と改称され、増額をみたようである。すなわち、大正一四年九月、楽員会長より神職友幾馬に宛てた書簡案に、「奉務金ハ一人ニ付六拾錢ツツ、即チ岩戸流ハ一組七円貳拾錢宛」とあり、明治三八年の三倍になつてゐる。なお、一組から七円二〇錢という計算は、同書簡案に「岩戸流ハ楽員拾貳名以上ノ規定」とあることによつて納得される。昭和五年六月、楽員会長小倉祐馬より神職和田熊彦宛書簡案でも、「奉務金一人ニ付六拾錢ツツ十二人分七円貳拾錢ツツ」とな

つてゐる。ところが昭和一四年決議録の決議事項に「奉務金ハ岩戸流一人五十錢」と記されていて、前記の六十錢と矛盾するようであるが、その理由は不明である。

その後、昭和一四年に増額されて、「岩戸流一組八円トシ、三輪流ハ一組貳円五十錢」となり、日華事変以後の物価高が影響し始めている。さらに大東亜戦争が始まると物価高は顕著となり、昭和一七年度決議録では「岩戸流一組ニ対シ貳拾円、三輪流一組ニ対シ五円」と倍以上に増額が決議されている。戦後の悪性インフレーションの影響が深刻であったことは奉務金にも現われている。二一年に三〇円となつたが、不足だから一〇円増加して出金して欲しいと二二年の楽員会案内状に見える。さらに二三年の案内状では六〇円、二九年には岩戸流六五〇円、三輪流は三五〇円となつてゐる。

徴収された奉務金の支途はどのようなようになっていたであろうか。「発着文書綴」の昭和五年六月、楽員会長小倉祐馬より和田熊彦宛書簡案によれば、「楽員長出席手当トシテ一円貳拾錢ヲ会当リニ支給シ、尚宴會費二円ツツヲ補助ス。依テ残額五円トナル。此ノ五円ヲ折半シ、貳円五拾錢 楽員会ノ諸費。貳円五十錢 所属神職ニ支給。」と記してある。奉務金は楽員会総会費・楽員会諸費・神職支給分にほぼ三等分されたようである。楽員会諸費として繰り入れられる金額が、一神楽組より二円五十錢であれば、楽員会の会計はかなり苦しかったことが想像される。しかも、奉務金の納入が必ずしも円滑でなかつたため

に、奉務金の納入督促状案が発着文書綴にかなり多く見られる。

奏楽料

神楽奉納の謝金は神楽組が経済的に成り立つ基礎であるため、関心の強かつたことがうかがわれる。明治三八年の大野郡楽員申合規約に次のように定められている。

第五條 俵楽ハ所属神社外ノ神社ヨリ聘雇セラレ、之レニ応セントスルトキハ、左ニ定ムル所ノ謝儀ヲ受クルモノトス。

一、大俵楽ハ拾式番以上 此謝金五円以上

二、中俵楽ハ拾番 此謝金参円五拾銭

三、小俵楽ハ七番 此謝金弍円以下

但、自賄ハ断然遮絶スルコトニ定ムト雖トモ、郡村衙等ノ聘雇ニ係ルトキハ此限ニアラス。

第六條 宮流神楽ノ謝錢ハ特別トシ左ノ如ク定ム。

一、大祭一日尅人 金四拾銭ツツ

一、中祭全上 金参拾銭ツツ

一、小祭全上 金弍拾五銭

第七條 荷物ノ送返ハ聘雇者ノ自弁トス。

しかし、翌三九年に改正されて、中俵楽は四円以上、小俵楽は弍円以上となつたのは、物価の変動よりは中・小俵楽の奏楽料が低きに失

していたものであろう。なお、この際に七番以下の時は宮流神楽謝金の例によることが定められた。さらに出合神楽については、

第八條 俵楽一組以上全時全場所ニ於テ執行ノ依頼ヲ受クルトキハ、其ノ謝金額ハ当分ノ間ハ、必ス前条定ムル謝儀額ノ一倍以上ヲ受クルモノトス。

と、楽員申合規約に定めてあつたが、四〇年に、「出合神楽ハ一組ニテノ番数ハ八番以上トシ、謝金ハ八円ト定ム。但、式舞台ヲ設クルコトヲ許サス。」と改正された。

大正年間に奏楽料の変更があつたと考えられるが、資料がないので不明である。昭和九年の楽員長会議事録に参考事項として、当時の奏楽料が次のように記載されている。

一、岩戸流 大十八円以上 中十三円以上 小九円以上。

二、三輪流 大一人ニ付一円五十銭 小一人ニ付一円。

三、願神楽ハ一番ニ付一円以上トス。

四、神社大祭ニ当リ、奏楽ノミニ(神楽ヲ奉行セズ)雇ハレタル場合ハ、初穂料ハ一人ニ付八拾銭宛申受クルコト。

五、願神楽ハ神前ニ奏上料トシテ、其料金ノ二割ヲ奉仕神職ニ納入スルモノトス。

以上昭和六年三月改定。

六、出合神楽ハ一組ニ対シ、金貳拾円以上トシ、番数ハ十番ノコト。

昭和八年三月改定。

昭和二三年度楽員長会決議録によれば、次のように増額が決議されている。

一、楽員ノ初穂増額ノ件

岩戸流 大二十円以上 中十五円以上 小十円以上

三輪流 大一人ニ付一円五十銭 小一人ニ付一円三十銭

願神楽ハ一番ニ付キ一円五十銭以上トス。

同時舞ハ二十五円以上トシ、番数ハ十番ノコト。

神社大祭ニ当リ奏楽ノミニ（神楽ヲ挙行セズ）雇ハレタル場合ニハ、

一人ニ付キ一円宛申受クル事。

ついで、昭和一五年度楽員長会決議録によれば、「諸物価ノ暴騰ニ件ヒ染料ヲ増額」として、

岩戸流 大二十五円以上 中二十円以上 小十三円以上。

三輪流 大一人ニ付キ二円 小一人ニ付キ一円五十銭

願神楽ハ一番ニ付キ二円以上トス。

同時舞ハ三十五円以上トシ、番数ハ十番ノ事。

神社大祭ニ当リ奏楽ノミニ雇ハレタル場合ハ、一人ニ付キ一円二十

銭宛申受クル事。

大東亜戦争に突入すると、物価の昂騰はさらに深刻になってきた。

昭和一七年度楽員長会決議録では、昭和六年頃の二倍前後にまで増額されている。

大神楽参拾五円以上 中神楽参拾円以上 小神楽貳拾円以上。

三輪 大一人ニ付参円以上 小貳円以上

願主一番ニ付参円以上。

同時舞五拾円以上、番数ハ十番ノコト。

奏楽ノミニ雇ハレタル場合ハ一人ニ付貳円申受ルコト。

楽員

楽員取締規程の第五条によれば、楽員としての要件は、年令が「満十五才以上」であれば性別は問わない。学歴は「高等小学校卒業者又ハ之と均シキ学力」で、「国礼改修者」であり、「選定委員ノ詮衡」を経ることであつた。しかし、次のような除外規定があつた。

第七条 左ノ各項ノ一ニ該当スル者ハ第五条ニ依ラスンテ楽員ニ推挙

スルコトヲ得ル。

一、神職タリシ者及ヒ其祖先ヨリ楽員タリシ者ノ子孫。

二、明治三十五年以前ヨリ楽員勤続ノ者。

三、特ニ技芸堪能ノ者。

楽員にならうとする者は楽員願と国礼改修証明書に手数料二〇銭を添えて、神職取締支所長へ提出することになつていた。国礼改修とは誕婚葬祭の四大礼を国法に改修することで、証明書は神職または神道教師と親族が連名して証明したものであつた。志願者は「郡内神職ノ互撰」(第八条)による三名の試験委員が、「一、祭典ニ列スルノ心得 一、破詞 一、楽員心得」(第十一条)について試験または撰定に合格すれば、次のような御請書を神職に出して正式に楽員となつたようである。

御請書

今般、何々神社所属楽員御下命相成候。然ル上ハ楽員奉務規約ヲ遵守シ、都テ御指揮ニ従ヒ可申候。若シ不都合ノ義有之節ハ、御除名被成下候トモ、一言ノ苦情申立間敷候。依テ御請書御書差出候也。

年月日

郡 村某神社楽員

姓 名印

右楽員長

姓 名印

大野郡神職取締支所御中

何神社々(司)(掌) 何某殿

正式に楽員として採用されると、楽員は単なる芸能人でなく、神祭の奉仕者であるためにかなり厳しい規約があつたようである。まず一般人と同じように、「楽員ハ平素品行ヲ慎ミ徳義ヲ重シ、」(大野郡楽員申合規約第壹条、楽員奉務規程第三条)が要求されるのは当然である。奏楽に際しては、「大野郡神職取締支所及ヒ所属神社神職ノ指揮ヲ受ケ」(楽員奉務規程第壹条)ねばならなかつた。「他ノ神社ニ被雇奏楽スルトキハ、其神社神職ノ指揮ヲ受ケ」(楽員奉務規程第四条)て、「該奉仕神職ヨリ俚楽執行証ヲ受領シ、之レニ所定ノ記入ヲナシテ所属神職ニ返納」(楽員取締規程第十七条)しなければならなかつた。「神社以外ニテ奏楽ヲ為サントスルトキハ、豫メ所属神社ノ神職へ申出、其指揮」(楽員取締規程第十六条、楽員奉務規定第六条)を受ける定めであつた。奏楽の際は「神前ニ於テ破式ヲ受」(楽員奉務規程第七条)け、俚楽執行の際は「神職ノ正服着服ヲ着用スルトヲ」(楽員取締規程第十五条)えなかつた。

以上のような楽員の心得に関する規程は、楽員会において成文化され以前から存在していたようである。「楽員会決議録」に参考資料として次に記す「楽員心得書」の写が綴じてある。

大分県大野郡今市村式百七拾式番地

甲斐野平八

楽員心得書

明治六年十二月十一日生

- 第一条 神事ニ非サレハ雅楽・但楽ヲ奏スルヲ得ス。
- 第二条 附屬楽員ハ凡テ其神社祠官掌ノ監督ヲ受クヘシ。
- 第三条 附屬楽員ハ常ニ辞令書並此ノ心得書ヲ携帶スヘシ。
- 第四条 附屬楽員ハ技術堪能ニシテ身元不都合無キ者ニ限ル。尤左ノ各項ニ触ル、モノハ楽員タルコトヲ得ス。

一、実決ノ刑ニ処セラレシモノ。

二、身代限ノ処分ヲ受ケ、負債弁償ノ義務ヲ^マ免サルモノ。

三、不品行又ハ破廉恥ノ所業アルモノ。

第五条 附屬楽員又ハ他ノ神社ヨリ聘雇セラル、所属祠官掌ノ許諾ニ非サレハ聘雇ニ応スルヲ得ス。

第六条 他ノ神社ニ聘雇セラレ奏楽スルトキハ該祠官掌ノ指揮ヲ受クヘシ。

第七条 附屬楽員ハ此ノ心得書ニ違背スルモノハ其ノ軽重ニヨリ辞令書ヲ没取スルコトモアルヘシ。

右遵守可致候事

明治廿五年十月五日

神官 和田熊彦

楽員に関する規程の外、楽員会決議録に現われた点を二、三付記すると、「御囃方ニシテ突然舞台ニ出テ、神楽舞人ノ如キ行為ヲナサル様留意スヘキ事」と「楽員ハ毎回奉仕ノ始メニ於テ必ス慎重ニ神明ヲ拜礼スヘキ事」が明治四〇年に、「楽員ニシテ壮士廿芝居ノ役者トナルヲ禁スルコト」が同四二年の決議録に記されている。昭和時代の決議録には、楽員の心得に関する記事は皆無で、人身を拘束する厳しさが少なくなつたようである。

楽員で不心得なものが出た場合については、「楽員奉務規程ニ違背シタル者は所属神職又ハ他ヨリ具申ニ依リ、支所長ハ其実否ヲ正シ、譴責又ハ除名スルコトアルヘシ」(楽員取締規程第十四条)と規定し、善行者については、「楽員ノ本分ヲ守リ敬神ノ実ヲ掲ケタル者、其他善行アル者ハ所属神職又ハ楽員三名以上ノ具申ニ依リ、支所長ハ相当ノ賞ヲ行フコトアルヘシ」(同上第十三条)とある。しかし、楽員会書類には上記規定による賞罰の記録は見当らなかつた。表彰については、楽員長を一〇年以上、楽員は二五年以上勤続すれば表彰するといふ、永年勤続の取扱いが発着文書綴の昭和十三年の項に記されている。

第一表 大野郡委員会所属神楽組一覽表

18	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	系
下藤組	松尾組	丸山組	八坂組 (大鳥居組)	浅草組	折小野組	犬山組	栗ヶ畑組	黒松組	大迫組	大木組	柴山組	木所組	神楽組名
三輪流	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	浅草流	流派名
熊野神社	城山神社	丸山神社	八坂神社	浅草神社	浅草八幡神社	上津神社	栗ヶ畑神社	阿蘇社	平尾社	平尾神社	柴山八幡社	明神社	所属神社名
〃	〃	村社	〃	〃	〃	県社	〃	村社	〃	〃	郷社	村社	社格
野津市村(野津町)原	三重町松尾	今市村(大分郡野津原町)今市	大野町	東大野村(大野町)宮迫	東大野村(大野町)中井田	東大野村(大野町)犬山	長谷村(犬飼町)栗ヶ畑	長谷村(犬飼町)黒松	井田村(千歳村)長峰	柴原村(千歳村)大木	柴原村(千歳村)柴山	戸上村(野津町)木所	所在地
昭3 生田秀生		大14 和田熊彦		昭2 安達成義	昭3 安達成義				大15 北野尚人	昭3 北野尚人	昭2 土谷清親		社掌名
昭25 解散	赤嶺清		昭30 解散	昭31 解散	昭30 解散	綿貫恵敏		原山幸徳	昭35 解散	昭末 正則	尾石忠則	渡辺明良	現況

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
綿田組	深山組	板井迫組	若宮組	伏野組	小野市組	春日組	宮迫組	緒方組	平石組	奥畑組	川辺組	本城組	牟礼組	上田原組
"	"	"	深山組	"	"	"	"	"	"	御嶽流	"	"	"	"
俵積神社	八幡坂神社	神明社	若宮神社	鷗野尾神社	鷹鳥屋社	平岡社	御嶽社	緒方三社	樋男社	御嶽社	川辺神社	熊野社	牟礼神社	御手洗神社
郷社	郷社	"	"	村社	郷社	村社	"	"	"	郷社	"	"	"	"
西大野村(朝地町)綿田	朝地町	上井田村(朝地町)板井迫	上井田村(朝地町)若宮	重陶村(宇目町) <small>(南海部郡)</small>	小野市村(宇目町) <small>(南海部郡)</small>	牧口村(清川村)天神	合川村(清川村)宇田枝	緒方町軸丸	合川村(緒方町)上畑	白山村(三重町)奥畑	百枝村(三重町)川辺	新田村(三重町)本城	百枝村(三重町)牟礼	百枝村(三重町)上田原
	昭5原田実	昭5菅谷乙磨		大14友幾馬	大15矢野速見	昭11衛藤正	昭2三浦惟義					昭7内藤至	昭4神田駒久	
昭27中止	昭30解散	羽田野久士	森明彦			昭33解散	佐保真磨	加藤玉彦	工藤逸生	多田鶴香	麻生幸人	足立治義	右田守	伊東隆範

附二表 大野部委員会所属神楽組委員長一覧表

組名	大正14年	大正15年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
1 本所組			×渡辺敬太	×	×渡辺英成	×	
2 栄山組			○柴山哲太郎	×	○尾石 茂	×	
3 大木組	佐藤小一郎	○	○	×二宮正人	×	×	
4 大迫組		○三宮金十郎	○柴山正幸	×三宮金十郎	×	○三宮金十郎	○有田松夫
5 黒松組				○後藤五十	×	○大塚政人	○
6 関ヶ畑組	×大塚重馬			×大塚重馬	×	×大塚重馬	○
7 犬山組	×磯貫文雄			×小山直幸	×	×甲斐定男	
8 折小野組				○十時守	×	×十時守	
9 浅草組			○広瀬宝五郎	×	○高田市馬	×後藤一男	
10 八坂組					×	○羽田野男	
11 丸山組	○安藤長次郎	○	○甲斐野虎吉	×	○	○赤星芳彦	
12 松尾組				○赤沼定市	×	×	×赤沼一
13 下藤組				○植田孝一	×	×	
14 上田原組						○神田安男	
15 牟礼組				○神田 租	○神田 亨		
16 木城組							
17 川辺組	×赤星利夫					×赤星利夫	
18 奥畑組				×小野彦男		×小野彦男	
19 平石組				×後藤千代男	×	×	×
20 精方組	後藤政男			×		×後藤千代男	○
21 富田組		○三浦長次郎	○佐保内太郎	×		×佐保内太郎	○
22 春良組		○菅原 顯作	○佐保佐太郎	○	○	×	
23 小野市組	大正14・15成立			×下田安夫	×	×	×
24 伏野組	×下田安夫			○小倉正夫	×	×小倉正夫	○
25 若宮組			○小倉 苗馬	×小倉正夫	×	×小倉正夫	
26 板井迫組				×工藤高夫	×	×工藤高夫	
27 深山組							
28 綿田組				×工藤幸太郎	○工藤 逸馬	×	
神楽会支部会長		○熊田文男					
委員長会長	○小倉 祐馬	○	○	○	○	○	○

	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年
○村上捨吉	△	×		○村上捨吉			○渡辺文男	
○柴山武市	△			○柴山武市	○梅木彦馬			○高 敏 悠
△廣末英明				○廣末 基	原田敏男	○柴山正幸	後藤文夫	二宮章受
△後藤敏平							後藤敏平	後藤厚
○後藤嘉十	△	△	△				○後藤嘉十	○原山忠雄
○阿南 要	○	○	○阿南止夫		○阿南止夫	○阿南 工		○阿南 工
○川野成実	○藤首昇	△	○		○野村英士			
△後藤 辺	△安東行馬	△	○					○後藤定馬
△	△大塚武生	△	○			○寺次政夫		○寺次政夫
○森岡常太郎	△	△						
○甲斐野男	○甲斐野 益	△	○森田 豊夫			○森田 豊夫	○甲斐野朝彦	
△	○赤嶺義雄	△	○高 野 頌	○赤嶺 義雄				
△	△	△						
○小野 茂生	○広瀬 郁一	△				○神田 正夫		○戸川直人
△	○	○	○肥立 治壽	○				
△後藤二十日	△後藤 賢雨	△						
△	△	△						
△	△	△	○後藤二三夫		○後藤二三夫	○後藤右左美		○後藤右左美
△	△	△						
△	△	△				○	○阿 保 久	
△伊 藤 尚								
△	△	△						
△	△	△						
○工藤 朝夫	△	△			○工藤 朝男	○工藤 幸太郎		
△	△	△						
△	△	△						

昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
		○渡辺勇成	○渡辺茂				
		△室山武市	×	○益永武夫	○柴田教馬		
			×	○三宮金十郎	○広和真文		二宮宜彦
○牧 啓		△牧 啓	×		○牧 榮夫		○後藤敏平
○成松五月	○白石春夫	△	×			○森野森夫	
	○阿南止夫		×			○大塚 久	
○足立武夫		○足立武夫	×	○足立実男		○甲斐 定	○黒野成実
○十時守	○後藤富馬		×	○後藤 辺		○後藤 辺	
		△広瀬実五郎	×	○安藤秀太郎		○前田近男	○足立昭見
		△米田野勇	×			○佐藤三太郎	
○安藤長次郎	○甲斐野勇		×	○甲斐野平八		△甲斐野勇	
			×	○高野 映			
		○植田孝一	×	○植田孝一		△植田孝一	
		△神田安馬	×		○小野 慶生		
		△神田 学	×			△神田 学	
○足立嘉作			×	○足立嘉作		○足立治義	○小深田政司
	○小野 豊馬	△	×	○三浦 康馬			
			×	○後藤千代馬	△後藤千代五郎		
	○後藤八千男	△	×				
○西田徳馬		△西田徳馬	×	○西田徳馬		○後藤計敏	○後藤左盛
			×	昭和11・1成立	○阿部富馬	○森千代男	
		○佐保庄太郎	×				
○	○野下船夫		×				
		△小倉正夫	×			○小倉正夫	○甲斐 茂
○朝倉市馬	○工藤高夫	△	×			△工藤高夫	
			×				
		△工藤逸馬	×			○工藤逸馬	
○三浦 浩義		○小倉 祐馬		○小倉 祐馬	○土谷清親		△原田 実
○	○	○宮達成義		○宮 藤 正	○		○

昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年
	○渡辺 強			
○大村 久志				甲斐金冢
○岩田 岩男				
○大塚 勝				
○足立 直吉				
	○後藤 右左美			
○			○小深田市夫	○小深田長吉
			○遊士守彦	
	○工藤 秀夫		○工藤 秀夫	○朝倉 頼之
				○神田 純敏